

25 集中的な森林整備や林業振興のための新たな仕組みづくり

地域林業の活性化を図るとともに、森林資源の循環利用によって、土砂災害や地球温暖化の防止、木材の産出、伝統文化の維持・継承等、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 森林法における所有者不明森林の整備手続きの簡素化及び主伐許可に係る権限の市町村への付与
- (2) 国が導入を検討している森林環境税における、地域特性に十分配慮した市町村への配分方法の採用

現 状

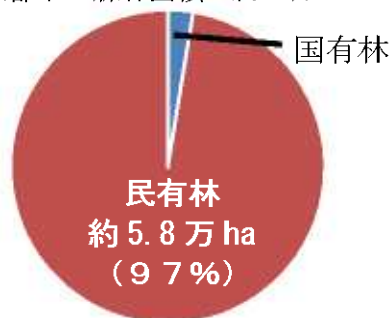
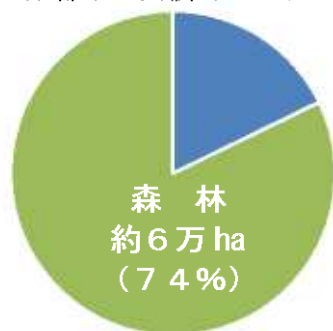
○ 京都市の森林の現況

- ・ 森林面積：約 6 万 ha
うち人工林率は、約 41%
- ・ 民有林面積：約 5.8 万 ha
- ・ 主伐が必要な森林面積：全体の 5 割以上

京都市域面積
の約 74%

京都市の面積：約 8.3 万 ha

京都市の森林面積：約 6 万 ha



○ 現行の国の制度（森林法）

① 要間伐森林制度（H24～）

一定の手続き（都道府県知事の裁定等）を経ることで、所有者不明森林における第3者の間伐実施が可能

② 森林施業のための土地を継続使用する制度（H24～）

一定の手続き（都道府県知事の裁定等）を経ることで、所有者不明森林における作業路網の整備が可能

③ 共有林の持分移転の裁定制度（H29～）

一定の手続き（都道府県知事の裁定等）を経ることで、伐採・造林が可能

課題

- 伐期を超えた森林が多くを占めているため、主伐による森林資源の循環利用を行う必要がある。
 - 現在の木材価格で収益を確保するため、大規模集約化による低コスト林業を実施する必要がある。
- ⇒ 特に京都市では、民有林率が高く、所有規模も小規模零細である。そのため、大規模集約化に当たっては、多くの所有者から同意を得る必要があり、**所有者不明森林の存在が大きな課題**

課題

①②については、制度開始から5年が経過しているものの、手続きが複雑であるため、実施事例はない。

要望

- ① **所有者不明森林における整備手続きの簡素化に関する権限付与が必要**
審議会等で整備実施が必要であると判断された場合等に限り、市町村が整備実施の許可を与えられるようにする権限の付与
- ② **所有者不明森林における主伐許可に関する権限付与が必要**
市町村が公益性等を考慮し、主伐実施が必要であると判断した場合、林業事業体等が主伐を実施できるようにする権限の付与